

# 農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査報告書 (鳥取県立とっとり賀露かっこ館)

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立とっとり賀露かっこ館の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

## 1 指定管理候補者

一般財団法人鳥取県観光事業団（鳥取市相生町四丁目4 1 1 番地） 理事長 衣笠 克則

## 2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

## 3 指定管理料の額

268,200,000円（債務負担行為限度額 268,486,000円）

〔参考〕単年度指定管理料の額

年度	指定管理料の額
平成31年度	53,200,000円
平成32年度	53,700,000円
平成33年度	54,100,000円
平成34年度	53,500,000円
平成35年度	53,700,000円

## 4 選定理由

とっとり賀露かっこ館の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査・運営評価委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、水生生物と水産の魅力発信が、専門的なノウハウを有している県栽培漁業協会への委託や現在のスタッフの継続雇用によって担保されるほか、館内軽飲食の提供などによる利用者の利便性向上や、他の観光施設等と連携したイベント企画などによる集客増が期待できることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

## 5 公募の経緯

### (1) 募集期間

平成30年7月9日から同年8月15日まで（現地説明会 平成30年7月17日）

### (2) 応募者

応募者	所在地	代表者
一般財団法人鳥取県観光事業団	鳥取市相生町四丁目4 1 1 番地	理事長 衣笠 克則

## 6 審査委員会の経緯

### (1) 審査委員

氏名	所属等
小畑 正一（委員長）	鳥取県農林水産部水産振興局長
北野 岳之（副委員長）	北野岳之税理士事務所税理士
戸苅 丈仁	鳥取環境大学環境学部環境学科講師
井本 千鶴	賀露中央海鮮市場協同組合会計主任
岸 多津	鳥取市賀露地区公民館主任

### (2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：平成30年6月13日

指定管理者制度及びとっとり賀露かっこ館の概要説明、審査要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会：平成30年8月22日

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理の基本的な考え方の適合性</li> <li>施設設置目的の理解</li> <li>指定管理者を希望する理由</li> <li>管理運営の方針</li> </ul> ※平等な利用が確保できないと認められる場合は、失格	必須
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等）</li> <li>管理の基準               <ul style="list-style-type: none"> <li>開館時間、休館日の設定</li> <li>個人情報保護、情報の公開</li> </ul> </li> <li>施設設備の維持及び衛生管理の水準</li> <li>事故・事件の防止措置、緊急時の対応</li> <li>利用者等の要望の把握</li> </ul>	40
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支計画及び見積内容</li> <li>県の委託料額の多寡</li> </ul>	15
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人等の財政基盤、経営基盤</li> <li>組織及び職員の配置等</li> <li>現在の施設職員の継続雇用に関する方針</li> <li>関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>法人等の社会的責任の遂行状況               <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者雇用</li> <li>男女共同参画推進企業の認定</li> <li>ISO14001・TEAS I種規格等の認証</li> </ul> </li> </ul>	39
5	その他 (指定手続条例第5条第4号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネーミングライツに係る提案</li> <li>主たる事業所の県内への所在</li> </ul>	6

(4) 審査結果

審査基準	配点	一般財団法人 鳥取県観光事業団	委員からの主な意見等
1	適/不適	適	平等な施設利用を確保できるものと評価された。
2	40	27.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>水生生物の飼育は新たな分野であるものの、専門的技術や知識を有する県栽培漁業協会と連携して対応することとしている。</li> <li>他に7つの施設を管理運営していることから、これらの施設との連携によるサービス向上が期待できる。</li> <li>事故・事件対応について、各々の緊急事態ごとの体制・対応を提案している。</li> <li>個人情報保護等対応について、既に必要な規定を制定済である。</li> </ul>
3	15	10.2	○限られた予算における管理運営は評価できる。
4	39	27.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○財政基盤に問題は認められない。</li> <li>○現行と同様の8名の職員体制が計画されている。</li> <li>○他の7つの管理運営施設とも連携した各種研修等の実施による人材委育成に期待が持てる。</li> <li>○現在の施設職員（非常勤職員）の継続雇用が予定されていることから、これまでの管理運営ノウハウの円滑な引継ぎが期待できる。</li> <li>○関係法令に係る監督行政機関からの指導等は受けていない。</li> <li>○男女共同参画や環境配慮などの法人の社会的責任を遂行しようとしている。</li> </ul>
5	6	3.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主たる事業所を県内に置いている。</li> <li>○ネーミングライツに係る提案はない。</li> </ul>
合計	100	67.9	

※点数は出席委員5名の平均

## 7 指定管理候補者の事業計画の概要

### (1) 管理運営の基本的な考え方

- これまで県立7施設の管理運営を担ってきたノウハウを活かして、様々な連携（他県の水族館との連携、鳥取砂丘コナン空港・環境大学との連携、近隣施設との連携）、利用者目線の運営（導線の検討、説明機能の充実、飼育状況の可視化、インバウンド対策）、集客促進等の拡充（広報の充実、SNSの活用、他の管理運営7施設と抱き合わせのキャンペーンや観光情報説明、有料体験メニュー、オリジナルキャラクター製作、自動販売機や館内軽飲食の提供等）を行うことによって指定管理者制度導入の利点を発揮するとともに、年次的に取組改善がなされるような管理運営を行う。

### (2) サービスの提供内容

- 解説文や説明による水生生物の魅力発信のほか、給餌や水槽清掃等の飼育の様子を来館者に見て頂くことで水生生物に対する理解促進を図る。
- 利用者目線に配慮し、入館してから退館するまでの新たな導線を検討する。
- これまでかっこ館で行われてきた取組に加えて、夏休みの自由研究教室や、展示物の海浜での採取体験、魚の調理教室、かっこ空港ロードを使ったウオーキングイベント等の実費徴収による実施を検討する。
- 自動販売機を新たに設置するほか、現在の受付付近を改修することによる軽飲食の提供を新たに検討することにより、利用者の利便性の向上を図る。
- 野外イベントの実施など、芝生広場の有効活用策を検討する。
- 出前かっこ館は、月2回程度を限度として継続実施することとし、その実費は原則として徴収する。
- 既に管理運営している7施設でのパンフレット配架や合同キャンペーンの実施などによる集客促進を図る。
- すさみ町立エビとカニの水族館（和歌山県）及び神戸市立須磨海浜水族館（兵庫県）と連携し、展示方法やノウハウの共有、相互宣伝を図る。

### (3) 施設管理

- 水槽清掃の徹底や芝生の適正管理により清潔な環境を維持するとともに、施設設備の異常の早期発見、早期対応を行うことで施設設備の長期使用を図る。
- 生物飼育、海水取水施設維持管理、機械警備及び廃棄物処理は、既存業者への随意契約による外部委託で管理する。
- 空調機械設備保守点検、清掃、電気工作物保守、消防設備保守点検は、入札による外部委託で管理する。
- 芝生広場等でのイベントを、随時契約で実施する。

### (4) 開館時間・休館日

- 午前9時から午後5時（最終入館は午後4時45分）  
※ただし団体等の予約、夜のイベント等の実施時には時間延長
- 毎週火曜日（祝日の場合は翌平日、ただし3月24日～4月8日、7月20日～8月31日、12月24日～1月8日は無休）  
※ただし団体等の予約の場合、可能な限り柔軟に対応

### (5) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

- 各々の緊急事態ごとにあらかじめ体制や手順を定めて適切に対応する。

### (6) 管理経費

- 他施設での管理実績を基づき複数年契約や事業団一括契約などによる経費削減を行う。

### (7) 組織及び職員の配置等

- 常勤職員：館長、主幹、主事2名、スタッフ3名の計7名  
※現在県が任用している非常勤職員3名のうち継続雇用を希望する者とは、勤務条件等を協議の上、雇用契約を締結する。
- 非常勤職員：飼育管理のための嘱託1名  
※初年度のみ1年間を予定。2年目以降の体制は初年度の運営状況を勘案の上決定し、2年目以降の年次事業計画に盛り込む。